

厚岸町規則第55号

厚岸町立保育所条例施行規則及び厚岸町立へき地保育所規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和元年9月30日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町立保育所条例施行規則及び厚岸町立へき地保育所規則の一部を改正する等の規則

(厚岸町立保育所条例施行規則の一部改正)

第1条 厚岸町立保育所条例施行規則(昭和62年厚岸町規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条から第9条までを削り、第10条を第7条とし、第11条を第8条とする。

別記様式第6号及び別記様式第7号を削る。

(厚岸町立へき地保育所規則の一部改正)

第2条 厚岸町立へき地保育所規則(昭和49年厚岸町規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚岸町立へき地保育所条例施行規則

第8条から第11条までを削り、第12条を第8条とする。

別記様式第6号及び別記様式第7号を削る。

(厚岸町特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額に関する規則の廃止)

第3条 厚岸町特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額に関する規則(平成28年厚岸町規則第14号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(厚岸町立保育所条例施行規則及び厚岸町立へき地保育所規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正前の厚岸町立保育所条例施行規則の規定及び第2条の規定による改正前の厚岸町へき地保育所規則の規定の施行日前の入所に係る保育料の日割計算、徴収及び減免については、なお従前の例による。

(厚岸町特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額に関する規則の廃止に伴う経過措置)

3 第3条の規定による廃止前の厚岸町特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額に関する規則の規定の施行日前の入所に係る利用者負担額については、なお従前の例による。